

特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

特別養護老人ホームの設置主体は、現行制度の枠組みを堅持すべきです。

- ▶ 特別養護老人ホームは、利用者の状態や所得に左右されることなく、サービスの必要な方々に対して必要なサービスを提供しています。最近では、終の棲家として、特別養護老人ホームで終末を迎える利用者も増えており、今後、このような方々への対応はますます重要になると考えています。
- ▶ 特別養護老人ホームを経営する事業は、その利用者の特性や事業の内容に鑑みて介護保険制度創設後も引き続き社会福祉法上の第一種社会福祉事業として規定されています。
第一種社会福祉事業は、とりわけ高い公益性と事業の継続性・安定性が求められるため、実施主体が限られると同時に、その中心である社会福祉法人は民間事業者でありながらも極めて厳しいルール（規制）のなかで事業運営を図っています。
- ▶ 社会福祉事業、社会福祉法人制度に対する十分な検証を経ずに、特養の運営主体規制を見直して株式会社等の参入を可能とするとともに、イコールフットィングのもとに規制を廃止することは、利用者の最善の利益を守る観点に立てば、次のような影響が危惧されます。

利用者負担額が増大し、中所得階層以下の国民が入所型介護サービスを利用できなくなる。

多くの国民は、低い負担での特養への入所を希望しています。これを可能としているのは、施設整備に対する各種制度（交付金や低利融資制度、補足給付（特定入所者介護サービス費）等）の活用により、現在の利用者負担水準が実現されています。

各種制度が廃止された場合、介護報酬にこれら費用が算入されなければ、利用者負担の増を求めない限り、サービスの提供が困難となります。

介護施設で働く職員の処遇が悪化する

企業等が参入することで、例えば株主配当も可能となり、かつ、役員報酬にも制限がなくなります。これらのコストは、居住費・食費等の利用者負担に転嫁されるか、従事者の処遇切り

下げで捻出するかのいずれかしか選択肢がありません。

また、多くの社会福祉法人は提供するサービスの質を確保するため、現行の人員配置基準以上に充実した職員配置をしていますが、株式会社にあっては基準を超える配置は想定できません。

税・介護保険料として国民から拠出された財源が、介護以外に流出する

企業等の参入拡大は、資金（介護収入）の社会福祉事業以外への流出が認められることにつながり（介護収入の用途制限撤廃）、企業等の他事業への流出が可能となります。

- なお、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消にあたっては、社会福祉法人の更なる活用を基本としつつ、例えば、厚生労働省をはじめとする関係省庁が推進している次のような施策の重点的な整備、充実も求められます。

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、住み慣れた地域において高齢者にとっての安心生活を確保できる専用住宅などの居住系サービスや在宅サービス

軽度の要介護者へは、住居・見守り・食事・医療・介護等の提供などが包含されたケア付きの居住系サービスによる生活の安心を支える施策